

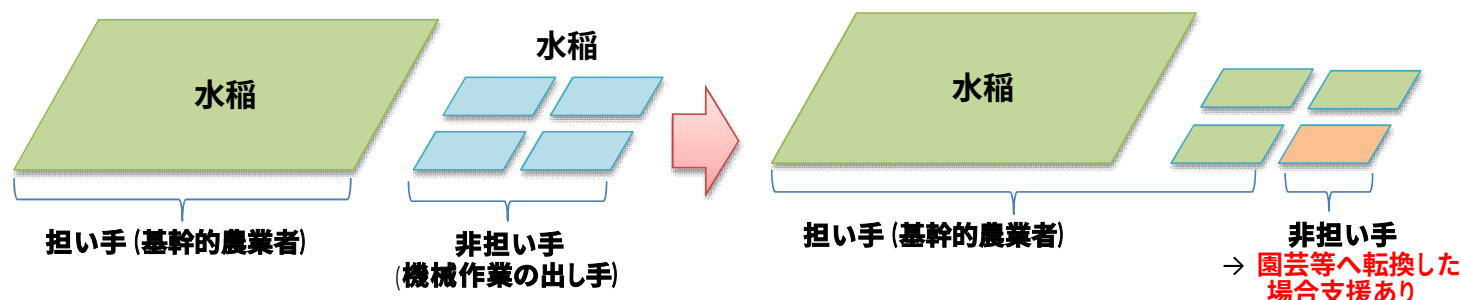
攻めの農業実践緊急対策事業について

1 効率的機械利用体系構築事業

機械利用体系の効率化による生産コスト低減のため、農業機械のリース導入等に要する経費を支援します。

【事業のイメージ】

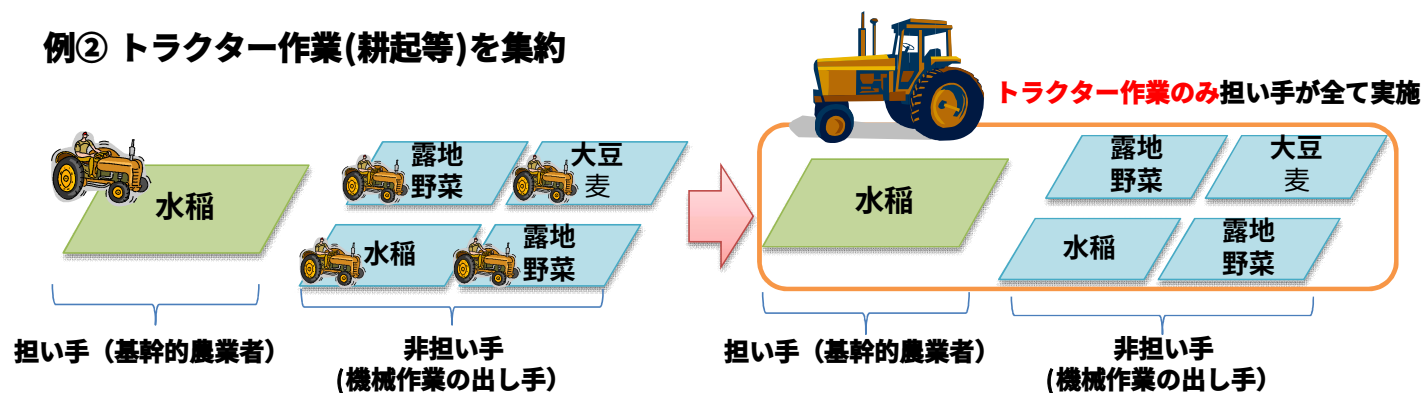
例① 水稻作業を集約



【主な取組要件】

- 5戸以上の農家が参加し、生産効率化プランを作成すること
- 効率化を図る機械作業について、全て担い手へ集約する計画であること
- 生産効率化を図る品目の生産コストを地域平均等と比較して1割以上削減する目標を設定すること

例② トラクター作業(耕起等)を集約



【担い手への支援】

- 集約する機械作業に係る農業機械のリース導入経費（本体価格の1/2以内）、非担い手の機械を再利用するための補改修費（1/2以内）

【非担い手への支援】

- 集約に伴う機械の廃棄（2万円以内/台）
- 高収益品目への転換に係る支援→事業2へ

- 機械作業の集約が要件であり、農地の集積は必須ではありません。
- 一部作業のみの集約も支援の対象となります。（耕起、防除、除草、茶の摘採等）
- プランに参加する全ての農業者が、集約対象作業に係る機械を保有する必要があります。
- 法人も1戸とカウントします。